

大人の役割と責任

子どもたちが夢や希望をもち
心豊かでたくましく成長するために



社会の一員としての
自覚 を育てる

子どもたちとともに学び、
喜び合い、励まし合いなが
ら、子どもたちを社会の一員
として自覚を持った人に育て
ましょう。



かかわりを深め
思いやり の心をはぐくむ

子どもたちが、「誰もが支え
られて生きていること」に気
づき、喜びや悲しみ、痛みを
ともに分かち合えるよう、思
いやりの心を育みましょう。



一人ひとりを尊重し
命 を大切にする

子どもたちが自己肯定感を
持ち、「自分は大切な存在で
あること」「自分の命も他人
の命も大切であること」に気
づけるよう子どもたちと向き
合いましょう。



手本 となるよう行動する

子どもたちは、絶えず大人
の姿を見ながら成長していま
す。家庭や学校、職場、地域
などにおいて、子どもたちの
手本となるよう責任ある行動
や態度を示しましょう。



豊かな自然
伝統文化を **引き継ぐ**

子どもたちは、郷土の自然
伝統・文化などから、生きる
知恵を学び、人間性豊かに
育っていきます。郷土「とちぎ」
の豊かな自然、素晴らしい故
郷の伝統・文化を子どもたち
に引き継ぎましょう。



げんき こ そだ たい
とちぎの元気な子ども育て隊!!
とちぎの子ども育成憲章 マスコットキャラクター

ぼくたちが掲げる5つのキーワードを念頭
に、とちぎの子どもたちを、心も体も元気
に健やかに「育てたい」という思いと、県
民みんなで一丸となり力を合わせて「育て
隊」として取り組んでいこうという、2つ
の意味を表現しているまる





こ いくせいけんしょう
とちぎの子ども育成憲章

あす にな こ 明日を担う子どもたちが 夢と希望を持ち
こころゆた せいちよう けんみん ねが
心豊かでたくましく成長することは 県民すべての願いです

わたしたちは こそだ せっきよくてき 子育てに積極的にかかわり
こ こそだ けつゐ こ けんしょう せいてい
子どもたちをみんなで育てていく決意を込め ここに憲章を制定します

わたしたちは

ひとつ ひとり さんちよう いのち たいせつ
一、子どもたち一人ひとりを尊重し 命を大切にします

ひとつ こ ふか
一、子どもたちとのかかわりを深め
おも こころ
思いやりの心をはぐくみます

ひとつ こ まな よろこ はげ
一、子どもたちとともに 学び 喜び 励ましあい
しゃかい いちいん じかく こそだ
社会の一員としての自覚を育てます

ひとつ ひとり こ てほん こうどう
一、一人ひとりが子どもたちの手本となるよう行動します

ひとつ ゆた しぜん でんとう ぶんか まも
一、とちぎの豊かな自然 伝統 文化を守り
こ ひ つ
子どもたちに引き継ぎます

平成22年2月9日

栃木県

とちぎの子ども育成憲章とは

～とちぎの子ども・子育て支援条例第11条～

子どもたちを育成していく上での基本となり、また、大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実行していくための基本理念や行動指針として、平成22年2月に制定しました。

この憲章は、命を大切に、思いやりの心と社会の一員としての自覚を持った人に成長してほしいという、子どもたちに対する大人からのメッセージでもあります。

栃木県県民生活部

人権・青少年男女参画課

TEL：028-623-3075